

## 賛助会員制度のご案内

### 目 的

一般社団法人銀座社交料飲協会の運営と活動をご理解ご支援いただける団体及び企業と密接な関係を保ち、より多くの方々の賛同を力に活動の幅を広げていくために賛助会員制度を設けています。

### 入会資格

当協会の趣旨に賛同する団体または企業とします。

当協会会員と商取引或いは関連する団体または企業とします。

### 特 典

1.隔月で発行する広報誌に団体、企業名、業種等を無料で掲載します。

有料で広告を掲載できます。(料金はサイズによります。)

2.年一度発行の会員名簿 (B5 版) の賛助会員欄に登載します。

会員名簿に B5 の三分の一枠に無料でモノクロ広告を掲載します。

有料でカラー広告を掲載します。(料金はサイズによります。)

3.広報誌に有料でチラシを同封できます。

25 グラム以内 10 円×発送会員数

50 グラム以内 20 円×発送会員数

4.当協会の主催する行事に参加できます。

5.協会ホームページへのリンク登録ができます。

### 入会手続

賛助会員入会申込書、誓約書に該当事項をご記入の上、事業内容のわかる会社案内等を添えて提出下さい。

理事会承認の後、ご請求書をお送りいたします。

### 年会費等

入会金 5,000 円

年会費 60,000 円 (毎年 4 月にご請求、中途入会の場合は月割とします。)

### お問合せ先

一般社団法人銀座社交料飲協会 事務局

TEL:03-3571-8838 FAX:03-3571-8848 mail: info@gsknet.com



## 賛助会員入会誓約書

一般社団法人銀座社交料飲協会 御中

貴協会の賛助会員の申し込みを行うにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 貴協会規約及び賛助会員規約に反する行為をしません。
- 2 会員及び賛助会員相互間は良識ある交流を行い双方の発展及び活性化に努めます。また、その際知得した個人情報等は業務以外にこれを利用しない。
- 3 信頼関係を前提に商取引を行い、当事者間に支障が生じた場合、双方にて良識ある協議を以って解決し、迷惑をかけません。
- 4 退会後も上記規定を遵守します。

年 月 日

住 所：〒

団体・法人名

代表者：

印

## 賛助会員規約

- 第1条 次の者を以って賛助会員とする  
当協会の運営を理解し、趣旨に賛同する商社及び業者  
当協会会員と商取引或いは関連する業を営むもの
- 第2条 賛助会員の入会は理事の推薦により理事会の承認を得る  
入会時に事業内容の分かる会社案内等を添付する
- 第3条 賛助会員会議を年1回開催する  
但し、理事会で必要と認めた場合は随時会議を招集することができる
- 第4条 賛助会員に対し、当協会は次の事を行う  
1. 本会会報の配布  
2. 本会会報への紹介記事の掲載  
3. 本会主催の催物、行事等への参加勧誘
- 第5条 賛助会員の入会金は5,000円とする  
賛助会員の会費は年会費60,000円とし、入会と同時に納入する  
会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日とする  
年度途中の入会は月割りとする  
入会決定後、請求書を送付する
- 第6条 賛助会員の会費は前納とし、中途退会の場合も返却はしない
- 第7条 その他規約は一般社団法人銀座社交料飲協会規約に準ずる
- 第8条 賛助会員が当協会の運営に支障をきたし、或いは当協会の名誉を棄損した場合は理事会の決議により退会処分とする

- 以上の規約は 平成9年5月31日 施行する
- ” 平成12年6月3日 改正施行する
- ” 平成22年5月1日 改正施行する
- ” 令和2年1月29日 改正施行する